

花植えの奉仕活動

老人クラブ久賀支部（大谷昭男支部長）は、年の瀬が押し迫る12月に、大島の冬の風物詩である大島一周駅伝大会のスタート・ゴールとなる役場久賀庁舎前の花壇に、色とりどりのパンジー1900本を植えました。

老人クラブでは、花いっぱい運動を通じて、社会を美しく住みよい町づくりの一つとして取り組んでいます。道行く人の目を楽しませ、久賀庁舎を訪れる人にも憩いと安らぎを与えてくれます。



周防大島町消防出初式



平成19年周防大島町消防出初式が、1月5日、橋総合センターで開催されました。

式典に先立って、消防車と橋支部分団の消防ポンプを載せた車が橋地区をパレード。橋総合センター玄関前で車両観閲を受けました。式典には約260名の消防団員が出席し、消防に功績があった団員が表彰されました。

めざせ！ かしこい消費者

配置薬を返却したい
相談は 山口県消費生活センター
☎083(924)0999

【相談】

薬の販売事業者と名乗る人が訪問し、配置薬を置かせてほしいと言ひ、強引に置いて帰った。必要がないので返却したいが、どうすればよいか。

【ポイント】

配置薬の販売とは、家庭を訪問し、医薬品の入った箱（配置箱）を配置し、定期的に使った薬代を受け取り、薬を補充して帰って行く、昔からある薬事法に規定されている薬の販売で、一般に「置き薬」と呼ばれています。

事業者が消費者の意思を確認しないまま、あるいは断つたにもかかわらず勝手に置いて

ていったという事例や「箱をなくしてしまい、全額の請求を受けた」という事例もあります。

訪問販売のような形式（配置販売）ですが、医薬品は特定商取引法の指定商品となっていないため、特定商取引法の訪問販売には該当しません。

【対処方法】

配置薬を契約した場合は、消費者にその薬を保管する義務が生じます。ただし、買ったわけではないので、薬を使用しなければ代金を支払う必要はありません。

必要がなければきっぱりと断り、断っているのに強引に置いて帰った場合は、事業者に連絡して引き取ってもらう、使わないのならすぐに解約しておきましょう。

配置薬の販売者には、薬事法で県知事が発行した身分証明書が義務付けられています。後日連絡が必要となる場合もあるので、事業者名、販売者名、連絡先などをメモして、残しておくことが必要です。